

# 平成28年第6回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成28年10月4日（火曜日）

## 議事日程（第6号）

平成28年10月4日（火）午後1時30分開議

- 第 1 発言の取消し
- 第 2 （総務常任委員会付託案件）  
議案第107号、議案第112号  
（社会文教常任委員会付託案件）  
議案第101号から議案第103号まで、議案第108号から議案第110号まで、議案第113号から議案第115号まで、議案第117号から議案第119号まで、議案第122号、  
陳情第6号、請願第7号、陳情第7号、請願第8号、陳情第8号から陳情第10号まで  
（産業建設常任委員会付託案件）  
議案第106号、議案第116号、議案第120号
- 第 3 発議案第 9号
- 第 4 発議案第10号
- 第 5 議案第121号
- 第 6 委員会の閉会中の継続審査の件

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（22名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	大	森	幸	平	君	12番	高	野	庄	嗣	君
13番	中	川	直	美	君	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	君	16番	佐	藤		孝	君
17番	猪	股	文	彦	君	18番	近	藤	和	義	君
19番	祝		優	雄	君	20番	竹	内	道	廣	君
21番	金	田	淳	一	君	22番	岩	崎	隆	寿	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	児玉勝巳君
総合政策監	池町円君	会計管理者兼 会計課長	原田道夫君
総務課長 兼選挙管理 委員局長 兼事務局長	渡邊裕次君	総合政策課長	渡辺竜五君
行政改革課長	源田俊夫君	世界遺産推進課長	安藤信義君
財務課長	池野良夫君	地域振興課長	加藤留美子君
交通政策課長	本間聡君	市民生活課長	中川宏君
税務課長	坂田和三君	環境対策課長	鍵谷繁樹君
社会福祉課長	市橋法子君	高齢福祉課長	後藤友二君
農林水産課長	伊藤浩二君	観光振興課長	大橋幸喜君
産業振興課長	市橋秀紀君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	野尻純一君	学校教員課長	吉田泉君
社会教育課長	越前範行君	両津病院院長	小路昭君
監査委員局長	計良隆弘君	農業委員会事務局長	佐々木雅文君
消防長	中川義弘君	危機管理課長	中原岳史君
庁舎整備幹事	猪股雄司君	契約管理幹事	矢川和英君
農業政策幹事	渡部一男君		

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	太田一人君	議事調査係	杉山雅浩君

午後 1時30分 開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 議会運営委員長の報告

○議長（岩崎隆寿君） ここで、議会運営委員長から報告を求められているので、これを許します。  
議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） 本日の議事について1点ご報告いたします。

9月30日の荒井議員の一般質問における発言に関し、荒井議員及び執行部から発言の一部を会議録から取り消したい旨の申し出があり、議会運営委員会において当該発言の取り消しを了承し、本日の議事に組み入れることを決定いたしました。よって、私の報告が終わり次第、議長から荒井議員及び執行部の発言の取り消しについて、簡易表決によりお諮りすることになりますので、ご了承願います。

報告は以上であります。

---

#### 日程第1 発言の取消し

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、発言の取り消しを議題といたします。

ここで、荒井眞理さん及び三浦市長から発言を求められておりますので、順次発言を許します。  
荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 発言の取り消しをお願いいたします。

私の9月30日の一般質問の発言において、個人の名前で発言しました箇所に配慮が足りませんでしたので、取り消すようお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） お願いします。

9月30日の荒井議員の一般質問に対する私と説明員の発言の一部について、佐渡市議会申し合わせ事項を尊重するため、発言の取り消しに同意いたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さん及び三浦市長の発言は終わりました。

お諮りします。お手元に配付したとおり、荒井眞理さん及び執行部から9月30日の本会議における発言の一部について、会議規則第65条の規定により会議録から取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、荒井眞理さん及び執行部からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。（当

日程第2 (総務常任委員会付託案件)

議案第107号、議案第112号

(社会文教常任委員会付託案件)

議案第101号から議案第103号まで、議案第108号から議案第110号まで、議案第113号から議案第115号まで、議案第117号から議案第119号まで、議案第122号、陳情第6号、請願第7号、陳情第7号、請願第8号、陳情第8号から陳情第10号まで

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第106号、議案第116号、議案第120号

○議長(岩崎隆寿君) 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長(山田伸之君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について(佐渡市ケーブルテレビ放送施設)。本案は、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者に株式会社佐渡テレビジョンを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は2,779万円であります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。公募において市が提示した指定管理料の積算に一部不明確な部分が見受けられる。よって、次期公募においては他市の事例を参考の上、当該指定管理料について十分に精査すること。

議案第112号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算(第4号)について。本案は、平成28年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8億5,435万6,000円を追加するものであります。主な内容は、地方創生推進交付金、両津湊・河崎地区統合保育園移転改築事業費、繁殖和牛支援施設整備事業補助金を予算計上するほか、戦略的観光誘客促進事業に係る債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務常任委員会。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、(継続費)旧佐渡会館解体事業について。佐渡金銀山ガイドンス施設については、これまでワイドブルーあいかわの温泉施設としての用途を廃し整備するとしていたが、市は計画を変更し、旧佐渡会館跡地に新たに建設する計画を示したところである。旧佐渡会館は、老朽化の進行が著しく、このまま放置し続けるのは危険と思料する。よって、市においては佐渡金銀山ガイドンス施設整備計画にかかわらず旧佐渡会館を早急に解体するとともに

に、ワイドブルーあいかわの今後のあり方について、議会と十分に協議した上で計画すること。

2、社会文教常任委員会。(1)、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、(継続費)両津湊・河崎地区統合保育園移転改築事業について。津波避難対策等の経費が含まれているため、通常の建設費よりも高額な予算計上となっている。その目的に見合った適正な施工が図られることを求める。

(2)、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、事務局費について。議案第104号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例及び議案第105号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例が制定されるまで、当該予算については執行を見合わせることを。

以上であります。

○議長(岩崎隆寿君) 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第112号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算(第4号)に関する委員長質疑に入ります。  
中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番(中川直美君) ただいまの委員長の意見として報告があった10款教育費にかかわってであります。議案第104号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第105号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての関連であります。わかりやすく言えば、両津支所に現在ある教育委員会を一時的に畑野行政サービスセンターに移す関連であろうかというふうに思われます。そこで、お聞きをしたいのですが、今言いました議案第104号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第105号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定については継続審査となっている模様であります。具体的には何が問題となっているのかお尋ねをしたいのが1点です。

2点目は、本会議の上程のときにも私聞きましたが、教育委員会等は両津支所に、戻る場所も含めて、戻ることができるのかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長(岩崎隆寿君) 答弁を許します。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長(駒形信雄君) それでは、中川議員の質問にお答えいたします。

議案第104号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第105号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、執行部より佐渡島開発総合センター及び両津支所の解体に伴う新築後の利用計画について明確な説明がありません。今後10月7日に住民説明会を開催し、その後委員会に対して説明するとのことであり、意見をつけて継続審査としたものであります。

また、教育委員会は将来佐渡島開発総合センターに戻すとの想定ということをお聞きしております。

○議長(岩崎隆寿君) 中川直美君。

○13番(中川直美君) 両津支所にある教育委員会がどうなるかということについて明確な説明がないということなわけですが、予算計上しているということですので、本来明確な説明がなければならないのだろうというふうに思うのです。そこで、お聞きをするのですが、事務局費の563万円のうち115万円については、畑野行政サービスセンターを改修する予算だろうというふうに私思うのです。ここで予算を執行するなということを書いてあるのだけれども、改修は改修で進めないと今度はいざオーケーとなった

ときに入れたいのではないかと思うのだけれども、その辺がどうなのかが1点です。

2点目は、もちろん市長が言っている分散配置の関係にかかわるのですが、教育委員会を畑野行政サービスセンターに置いて、例えば両津支所にまた違うものを出せば分散配置がいくので、場合によればそういうこともあり得るのではないかと思うのだけれども、もちろん明確になっていないからわからぬという答えなのかもしれないですが、その辺はどうなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） お答えいたします。

確かに予算の、要は改修費等のものについては、議員おっしゃるとおりでありますし、その辺は私も憂慮しておるところでございますが、ただ委員会の中ではそういった引っ越し費用を含め、改修費用も含めた中で、では佐渡島開発総合センターをもっと有効利用すべきではないかという意見もございました。そういった中で、執行部がきちとした方針のもとでやるのであれば早急に我が委員会に説明をし、実施されたほうがよろしいかと思えます。

第2点目は、そこまでの説明がありません。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 先ほど発言をした、畑野行政サービスセンターの改修工事だと思うので、これ410万円です。訂正しておきます。

最後にお聞きをいたします。例えばこれは執行部の思惑とは違うのかもしれませんが、両津支所を一旦出てまた戻る、ほかのがどこかへ出ていくというなら、それも引っ越し費用はかかるのだけれども、そこに配置をして分散配置をしていけば引っ越し費用がまた二重に要らないのではないかと思うのですが、もちろんそういったところは審査もされていない。ただ、全体としてはそういった絡みも含めて継続審査になっているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 議員おっしゃるとおりであります。そういうことで、執行部においてはきちとした、本来は委員会に説明をし、その後住民説明をすべきものと考えておりますが、7日に住民説明会を開催してご意見を聞きたいということでありましたので、当委員会としてはその検討結果を待機というか、待っておる次第であります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第112号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第112号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第112号を除く総務常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、社会文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第101号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条例中で引用されている児童手当法施行令の条項を改めるため、佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第102号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、沢根保育園及び新穂トキっ子保育園を民間移管するため、佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。さきに民営化された保育園において、運営の継続に困難な事例が発生している。よって、今後とも事業者が保育の実施に重大な支障を来した場合には、安定した保育を継続するために市は責任を持って対処すること。

議案第103号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成30年4月1日から沢根小学校と河原田小学校を統合するため、佐渡市立学校設置条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第108号 財産の無償譲渡について（沢根保育園）。本案は、沢根保育園を公募により選定した設立準備中の社会福祉法人沢ねっこに無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。選定した事業者は、設立準備中であるので、速やかに法人登記を完了させること。

議案第109号 財産の無償譲渡について（新穂トキっ子保育園）。本案は、新穂トキっ子保育園を公募により選定した社会福祉法人勇樹会に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第110号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成22年8月28日に赤泊臨海運動公園赤泊プールにおいて発生した事故に関し、相手方との和解により支払う損害賠償金の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第113号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成28年

度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ370万円を減額し、予算総額を80億1,430万円とするものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第114号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,012万4,000円を増額し、予算総額を7億132万4,000円とするものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う繰越金及び保険料等負担金精算金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第115号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成28年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億3,289万円を増額し、予算総額を86億4,329万円とするものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金等の増額及び人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第117号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額から653万8,000円を減額し、予算総額を4億7,846万2,000円とするものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第118号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ95万4,000円を減額し、予算総額を5億8,414万6,000円とするものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う繰越金の減額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第119号 平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、平成28年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額から3,193万2,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 旧国仲清掃センター解体工事請負契約の締結について。本案は、旧国仲清掃センター解体工事について、本年8月30日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第6号 金井地区に「調理施設を伴う多目的施設」の設置に関する陳情。本陳情は、現在金井地区に公的な調理施設がなく、健康増進に関する事業活動を金井地区以外の調理施設や集落、民間の調理施設を利用して行っているため、参集人数、調理数量の制限などの問題が生じていることから、金井地区健康の発信地となる調理施設を伴う多目的施設の設置を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第7号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める

意見書」の採択に関する請願。本請願は、これまで私立高校生に対する就学支援が実施されたものの、私立高校の学費負担が公立高校と比べて依然として格差が残っていること及び私立高校に対する経常経費助成が不十分であり、公立高校に比べて教員に占める専任教員の割合が少なく、教育条件に格差が生じているとして、私立高校生への就学支援制度の拡充及び私立高校に対する経常経費助成の増額を求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第7号 両津文化会館の存続についての陳情。本陳情は、両津文化会館は地域の芸能や文化を支えるために重要な施設であるとして、当該施設を廃止せず、存続することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第8号 地域のスポーツ・文化の拠点の真野地区体育館等の存続についての請願。本請願は、佐渡市総合体育館の完成により、平成29年度に廃止、解体が計画されている真野地区体育館について、地域のスポーツ、文化の拠点として存続することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第8号 金井保育園統合計画の一部見直しを求める陳情。本陳情は、金井地区保育園の統合に関し、次の事項について陳情するものであります。陳情事項。1、保護者の合意のないまま決められた平成28年3月の佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例での金井新保保育園廃園をもとに戻し、金井新保保育園を存続すること。2、統廃合、民営化ありきの保育園統廃合、民営化計画を見直し、地域住民が納得できる計画を示すこと。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第9号 「地域の温泉施設のあり方」についての陳情。本陳情は、住民の福祉、健康、憩いの場として活用されている各地域の温泉施設について、採算性の判断ではなく、市の福祉施設の位置づけとして運営することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情。本陳情は、国が検討している70歳以上の高額療養費及び後期高齢者医療費窓口負担の引き上げにより、高齢者の生活を圧迫し、受診抑制が発生するとして、70歳以上の高額療養費及び後期高齢者の窓口負担に関する現行制度の継続を求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第102号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

この議案第102号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、この後にあります議案第108号 財産の無償譲渡について（沢根保育園）、議案第109号 財産の無償譲渡について（新穂トキっ子保育園）の民間への保育園の譲渡の問題と一体のものです。一言で言えば保育園の民営化という問題であります。あわせてここで質疑をしておきたいというふうに思います。

1つは、先ほど委員長読んでいただきましたが、さきに民営化された保育園において運営の継続に困難な事例が発生しているなどと指摘をしております。このような中で民営化は問題ないのかということであります。ご案内のとおり全国でも保育園民営化したのだけれども、なかなかうまくいかなかったという事例は、都会でも起こっている事例であるので、お尋ねをしておきたいと思います。

2点目は、現に事業者が保育の実施に重大な支障を来した場合には、安定した経営のために市が責任持つというようなこと書いてあるのですが、もともと契約においては当然10年間だか5年間やるということが大前提で、契約に反することがあったら市が責任持ってやるというものなのではないのか、その点契約との関係で問題ないのかお尋ねをしたいというのが2点目です。

3点目は、これは本会議の上程のときも言いましたが、保育園というのは児童福祉法第24条の第1項、今の安倍政権でいうと当面の間だけなのです、残るのは、それが第24条の第1項がなくなると市の保育義務が、公的保育の義務が大きく後退するというのは全国各地で言われている、保育関係者の中でも言われている重大な問題なのでありますが、そういったものが今度本格実施をされていく中で、保育園の民営化、とりわけ都会とは違って少子高齢化で子供さんがそう多くないわけにありますから、都会のようにどこからでもかき集めてくれば何とかかなるというような場所ではないのですが、問題はないのか。

この3点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の質問にお答えをいたします。

1点目ですが、さきに民営化された保育園、特に羽茂保育園のことでありますけれども、民営化以降3年で保育園を建設するという約束であったと聞いております。現在建設に向けて準備をしている状況でありますけれども、自己資金あるいは建設費等の問題が発生をしております、現在正式な契約に至っていない状況であります。当時執行部は、民営化について問題がないという発言をされていると聞いておりますが、実際このような問題が発生して、運営の継続についても懸念が生じていると感じております。今回の議案に対しては、子供は減少している中、小規模な保育園の民営化であり、そのために副市長を委員会にお呼びいたしまして、佐渡市としての責任を明確化したものであります。

それから、児童福祉法については、本来児童福祉法の一部改正の主たる内容については、児童福祉法理念の明確化や児童虐待等に関する対策強化についてのものであります。そういった面で、国、県、市町村の役割や責務を明確化する方向であるために、法改正における民営化については内閣府では懸念はないとおっしゃっていましたが、地域の事情によっては議員おっしゃったような懸念が生じると考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 私は、誤解がないように言っておきますが、今回事業者、公募した業者が悪いなど

というものではないのです。沢根保育園みたいに非常に志の高い保育園もあります。だけれども、保育園の経営とまた志とは別の問題だというのが今冷厳なる日本の状況なわけであります。

そこで、お尋ねをするのですが、社会福祉課関係でいいますと、過去にもう失敗した例、温泉の公募をやって、選定委員会で点数つけて、やれる、やれると行ってだめだ、やれる、やれると行ってだめだというのがいつもこういった場合の公募になっている。そういった点で見て、これ問題ないのかと。違うことですが、例えば株式会社ビッグフィッシャーのときも委員長質疑やっているのですが、そのときの産業建設常任委員長は、とりあえず何ともないということでやったけれども、だめだったみたいな。しかも、子供の育ちにかかわる問題だからこそやっぱり厳格にやっていかないかぬのではないかという思いがあるのだが、その辺評価という点で問題がないのかが1点です。

2点目です。委員長にもお届けをしておきましたが、8月16日の、これは東京新聞です。東京の品川で公設民営でやったのです。公設民営でやった社会福祉法人は、7都道府県で21カ所の保育園を運営しているというところが1年間で逃げてしまったと。もちろん中身にはいろいろあるのです。というような内容が今普通に報道されています。これだけではありません。これは、一番新しい例私持ってきたのですが、こういった状況の中で、本当に佐渡の場合大丈夫なのか。もっと言いますが、上程のときも言いましたが、例えば今安倍政権は保育の質を落とす、保育士でなくても安上がりで保育ができるようなやり方をやっている問題、ここに私持っていますが、新しい保育制度になると大きく制度の中身が変わります。これは、第7版の平成27年3月の内閣府のQ&Aです。保育料はどうか、建物の建設費がどうかということが網羅されているもの、こういったものを見てみると、やはり保育制度が本格実施されるとかなり変わるな。そういったことでいうと、民営化される保護者の合意あるいは今後保育制度が変わるかもわからぬよ、変わった場合は一般的にはこういったことがあり得ますよということぐらいはやっぱり言うておかないと、これは行政うそついたのではないかという話になるかと思うのですが、その辺はしっかり、この後の金井保育園でもありますが、保護者の合意はとられているのか。

大きく言って2点をお答えください。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 中川議員の質問にお答えします。

1点目ですが、今回の佐渡市立保育園の民営化に関する移管先法人の募集要項というのがございます。その中で、事業者が移管契約及び移管条件に違反した場合、またはその他の事由により保育の実施に重大な支障を来した場合において、市から移管契約の解除及び保育園の返還を求められたときにはこれに応じなければならない、そういった募集要項の項目があるわけでありまして、それについて佐渡市として重大な支障がもし生じた場合にはどういう対応をするのかということを確認するために、先ほど答弁いたしました副市長においでいただいて、市としての責任の明確化を図ったところであります。

それから、評価については、評価委員の審査の結果を拝見したところ、最高点ではありませんが、おおむね了という評価でありました。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 例えば先ほど紹介をした8月16日付の新聞によりますと、公設民営で民間委託をしたのだけれども、この新聞でいうと、園は市がやるのだけれども、結局保育はがらがら変わるわけだ。だ

から、園は存続するものの、民間委託の保育の質が大きく問われている。そして、この話についてはどう書いてあるかという、さっき言ったように7都道府県で21カ所の保育所を運営している業者であった。ある関係者は、選考でよいことばかりを言われてうのみにしたと悔やむと。こういったことがあってはならない。佐渡の場合は、そんなに子供が多いわけではありませんから、いかに保育の質を高めていくかということに重点を置かなければならないし、志の高い保育士の方々がやってくれるのであれば、本来ならば民営化ではなくて指定管理というのが佐渡にとってはふさわしいのではないかと思うのですが、その辺の審査はどのようにされましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） お答えします。

佐渡市が民営化をしたとしても、佐渡市の監督、指導責任というのは免れるものではありません。もしそういった支障が生じた場合には、しっかりと市が直営なり、それだけの対応をすべきものと考えております。それから、指定管理については、そぐわないという答弁をいただいております。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第102号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第102号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 財産の無償譲渡について（沢根保育園）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 財産の無償譲渡について（新穂トキっ子保育園）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号 旧国仲清掃センター解体工事請負契約の締結についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第6号 金井地区に「調理施設を伴う多目的施設」の設置に関する陳情についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

次に、陳情第7号 両津文化会館の存続についての陳情の採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、請願第8号 地域のスポーツ・文化の拠点の真野地区体育館等の存続についての請願の採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、陳情第8号 金井保育園統合計画の一部見直しを求める陳情についての委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） ちょっと動揺していますが、お尋ねをいたします。幾つかお聞きをするものであります。

陳情に出ているとおりに、利用者や保護者の住民合意の上でやってほしいというものです。しかも、住民合意ができるまでもうちょっとやりとりをさせてもらえないかというのが主軸の柱となっているもので

あります。市長も本会議の答弁の中で、確かにこれまでの政治のあり方として行政の説明がちょっと足らなかったなというところは1点認めている中身でもあります。どのような理由で不採択なのか教えていただきたい。

2点目は、保育園の民営化等の計画を見直すべきだという、これはまさにそのとおりだと私思うのです。この間いっぱいやってきて、過疎地の佐渡の中で今後どういうふうにしたらいいのか。先ほど委員長からあったように問題点がいろんなところあるわけだから、いま一度やっぱり立ちどまって考え直す必要があるという、まさに子供を持っているお母さん方、お父さん方がそういった声を上げているというところに大きな私意味があるのではないかというふうに思うのです。その辺どのような審査をされたのか答弁を願いたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の質問にお答えいたします。

この陳情については、以前の市民厚生常任委員会でも趣旨採択をした経緯があります。通園の安全対策については十分配慮されるようにということで、統合計画を了としたものであります。また、統合時期については、保護者等の要望もあり、時期をずらしての統合を了としたものでありますので、今回の陳情では統合計画に沿ったものではなく、不採択としたものであります。

2点目の計画については、提案の説明がありませんので、委員会としては検討しておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 先ほど多くの議員が否決をした請願、陳情もそうだけれども、前の市政のときからずっと流れてきている問題が新しい市政に出てきたものです。4月の市長選挙、市議会議員選挙というのは、従来の政治から新しい政治に変えてくれよ、住民にうまいこと言っていけばいいかげんなことやるのではなくて、市民の声聞いた政治やってくれよという私は市民の期待だと思っております。この金井保育園の統合保育園の問題は、ざっくり言ってしまうと本庁舎建設のどたばたの中で、そういう制約がある中でやっぱり説明も不十分だったというのはこれ否めない事実だというふうに思うのです。だからこそ保護者は何が何でも反対ではなくて、もうちょっと住民合意を図っていただけないかというのは、これは普通の話ではないかと思うのです。その辺はどうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 我々が委員会として、今までの執行部の説明は、十分に住民に対する説明を何回も何回もやってきたという説明を受けております。しかしながら、議員がおっしゃることについてもしっかりと住民の合意を得られるまで努力をすべきだというのは、そのとおりだと思っております。しかし、今回の陳情についての不採択の理由は別としても、今後執行部としては住民の説明に一層の努力をすべきものと判断をしております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） この陳情については、3,000名を超える署名が集まったと伺っております。もちろん1地区だけの保育園の問題で3,000名というのは、これすごい数だなと私思うのです。これは何でかという、1つは佐渡市の子供の保育のあり方がこれでいいのかという声、私以前にも紹介しましたが、

佐和田地区の若いお母さんの、いう声がやっぱり根底に私あるのではないかと思うのです。私が聞くところによると、中興と金井新保あったのだけれども、中興はしようがないよと言っている。金井新保の保育園の約9割の保護者がもうちょっと説明してほしいと、こう言っている、このように聞いているわけです。社会福祉課長は私をにらむように見っていますが、保育については多様な保育やあれが要するというのだけれども、金井というのは私立の保育園で特色がもともとあって、公立でも特色ある保育園があって、金井の地区の中では非常に多様な保育行政がやられていて、私はびっくりしたのだけれども、以前の中興保育園のアンケートでいうと、何ひとつ中興保育園については不満がないというのです。こんなところ私本当珍しいと思う、ぐらいのような状況の多様性を壊すことにこれ統合するとなるのではないかというふうに私は思っています。ただ、やっぱり利用者たちがとりもなおさずしようがないなというところまでやるというのが行政としての責任で、今政治が大きく問われている問題だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 保育園統合も学校統合も同じでありますけれども、それぞれの地区でそれぞれの状況というのがあります。しかしながら、統合計画においては譲るところは譲るということで今までいろんな地区で統合計画に沿ってやってきたものであります。ここについてもそういった面では執行部は十分説明されておるということで、今の金井地区統合保育園が建設された経緯もありますので、そういう面ではしっかりとやはり保護者に対する説明責任を果たすべきものと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で陳情第8号に関する委員長質疑を終結いたします。

次に、陳情第8号 金井保育園統合計画の一部見直しを求める陳情についての討論に入ります。

荒井真理さんの賛成討論を許します。

荒井真理さん。

〔7番 荒井真理君登壇〕

○7番（荒井真理君） 陳情第8号 金井保育園統合計画の一部見直しを求める陳情の賛成討論を行います。

この陳情は、金井新保保育園の保護者と地域の方々などの3,015筆の署名とともに議会に出されたものです。金井の地域の方々、保護者の方々は、1年以上前からなぜ統合なのか、周辺の交通安全は確保されるのかなどを佐渡市と話し合ってきました。説明会だけではなく、積極的に話し合いの場を申し入れたたりして、市が保育環境をどう整えようとしているのか理解しようとしてきました。しかし、答えにならない説明によりずっと平行線をたどってきたものです。市は、答えを出さないかわりにしっかりやりますということで市民に理解されたと判断してきましたが、これは大きな認識違いです。しっかりやりますという言葉を感じた方もおられます。けれども、一方、市が答えを出さずにごまかしていることを当事者の保護者は見抜いています。市は、責任を持って説明するなら、民営化や統合などで大きな変化があることについては具体的に丁寧の説明すべきだと思います。このことは、また説明会でも地域の方々が口々に要望しておられました。例えば保育園の一大イベントの運動会、これが実は園庭では行われないうことが知らされたのは、私たち3月議会で条例を通した後のことです。この美しいきれいな空気の佐渡でなぜ子供

たちが運動会を園庭で行うことができないのか。このような大きな変化、変更ですら保護者や地域の人たちには説明がされなかったのです。市民は、恐らくだまし討ちに遭ったような気持ちになり、ますます不安の中に不信感を募らせているのではないかと思います。しかし、佐渡の少子化の問題をともに担う若いご家族、またそれを応援する方々との信頼関係を佐渡市が失ってはいけないと私は思います。

私は、一般質問でも質疑を続けてまいりましたが、保育行政始め子育て支援は市の計画が迷走していると感じ続けてきました。また、金井保育園の統合については、市の計画の押しつけ、建物ありきで、強引に合理化が進められているから、今回の陳情が出されるに至っていると感じます。今回の陳情において、金井新保保育園は素晴らしい保育環境を持っているのだと、保育園の周辺の環境も全て含めて満足していると、それなのになぜもっと環境の悪い園舎に移らなければならないのかと、このことを訴えておられます。1年以上前から周辺の交通安全のことを訴えておられますが、このことにもちっとも対策がなされていません。せめてこれら一つ一つを解決してから統合してほしいというのが今回の陳情の趣旨です。ここにおられる議員各位におかれましては、ぜひこの陳情とともに賛同していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの賛成討論は終わりました。

陳情第8号についての討論を終結いたします。

これより陳情第8号 金井保育園統合計画の一部見直しを求める陳情の採決に入ります。

陳情第8号に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第8号を採択とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本陳情は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第9号 「地域の温泉施設のあり方」についての陳情の採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、陳情第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情の採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

次に、ただいま議決いたしました議案第102号、議案第108号、議案第109号、議案第122号、陳情第6号、陳情第7号、請願第8号及び陳情第8号から陳情第10号までを除く社会文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、坂下善英君。

〔産業建設常任委員長 坂下善英君登壇〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第106号 公有水面埋立てに係る意見について（多田地内）。本案は、多田地内において佐渡市が漁港施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められており、異議のない旨答申することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をしました。

議案第116号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成28年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,699万6,000円を追加し、予算総額を33億3,279万6,000円とするものであります。主な内容は、一般会計繰出金の増額及び人事異動に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第120号 平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成28年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収入の予定額から11万5,000円を減額し、収益的支出の予定額に175万4,000円を追加し、資本的支出の予定額から155万2,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の増減であります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。補正後の収益的収支において2億7,824万6,000円の赤字予算となっている。このことは、簡易水道の経理を一本化したという要因があるものの、赤字予算であることには変わりはなく、公営企業の経営としては極めて不健全な状態である。このことを踏まえ、経営を健全化させるよう一層の改善策を図ること。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 発議案第9号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、発議案第9号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

駒形信雄君。

〔8番 駒形信雄君登壇〕

○8番（駒形信雄君）

発議案第9号

私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年10月4日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	駒 形 信 雄
賛成者	”	宇 治 沙耶花
	”	金 田 淳 一
	”	祝 優 雄
	”	高 野 庄 嗣
	”	荒 井 眞 理
	”	北 啓

私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高等学校で学んでおり、私立高等学校は公立高等学校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われた。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費負担は一定程度軽減された。しかし、国・県の助成を差し引いても新潟県平均の初年度納付金負担が約19万円から46万円残っていることから、学費負担の一層の軽減を図り公立高等学校との学費格差を是正していくためには、国の就学支援金制度の一層の拡充が求められる。

また、私立高等学校の経常経費への助成が不十分なため、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高等学校の約8割に対し、私立高等学校は約6割と2割も少ないのが現状であり、専任教員の増員など教育条件の向上を図るためには、経常経費への助成の増額が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
- 2 私立高等学校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

新潟県では、高校生の約2割が私立高等学校で学んでおり、私立高等学校は公立高等学校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われた。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費負担は一定程度軽減された。しかし、国・県の助成を差し引いても新潟県平均の初年度納付金負担が約19万円から46万円残っていることから、学費負担の一層の軽減を図り公立高等学校との学費格差を是正していくためには、県独自の学費削減制度の一層の拡充が求められる。

また、私立高等学校の経常経費に対する助成は2分の1以内に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公立高等学校との格差が生じている。全教員に占める専任教員の割合は、公立高等学校で約8割に対し、私立高等学校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状であり、専任教員の増員など教育条件の向上を図るためには、経常経費に対する助成の増額が不可欠である。

よって、新潟県においては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高等学校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより発議案第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 発議案第10号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

駒形信雄君。

〔8番 駒形信雄君登壇〕

○8番（駒形信雄君）

発議案第10号

高額療養費及び後期高齢者の窓口負担に関する現行制度の継続を求める意見書の提出について  
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年10月4日

佐渡市議会議長 岩崎隆寿様

提出者	佐渡市議会議員	駒形信雄
賛成者	〃	宇治沙耶花
	〃	金田淳一
	〃	祝優雄
	〃	高野庄嗣
	〃	荒井眞理
	〃	北啓

高額療養費及び後期高齢者の窓口負担に関する現行制度の継続を求める意見書

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会では、70歳以上の高額療養費の自己負担月額上限の引上げ及び後期高齢者の医療費窓口負担の引上げ等が検討されている。

平成27年に全国保険医団体連合会が行った受診実態調査によると、経済的理由により治療中断を経験したという回答が、内科診療所で34.9%、歯科診療所で51.7%となり、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の窓口負担の原則2割への引上げは、受診の抑制につながると指摘している。

75歳以上の高齢者の年金収入は平均で年額127万円にすぎず、しかも基礎年金の満額水準以下の者が約4割も占めている中で、これ以上の負担を課すことは、高額療養費の外来特例によって、複数の慢性疾患を抱えながらも何とか通院を続けている高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態をさらに深刻化させる。

よって、国においては、このような高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診の抑制がおきないように、高額療養費及び後期高齢者の窓口負担に関する現行制度の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第121号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第121号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、議案第121号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員に中村友子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

よろしく賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第121号 佐渡市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案の採決は、無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番、高野庄嗣君、14番、中川隆一君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 12票

反対 9票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

---

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成28年第6回市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案等については、慎重なるご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。懸案の庁舎整備については、議員全員協議会や総務常任委員会の連合審査により、多くの意見と活発な議論をいただきました。

また、市内温泉施設の運営方針についてもご審議いただきましたが、いずれも今後市内各地で住民説明会を開催し、ご理解をいただけるよう説明を尽くしたいと考えております。

また、一般質問では15名の議員から市政全般にわたり多くの提言をいただきました。

佐渡金銀山世界遺産登録に向けましては、国から示された課題をクリアして、来年こそ国内推薦を勝ち取り、さらなる観光地域づくりを推進してまいりたいと思います。

子育てから高齢者の介護に至るまで、切れ目のない福祉の充実を目指していきます。

さらに、米などの生産拡大を中心とした地場産業及び環境型経済の拡大により雇用や起業をふやし、基幹産業である農林水産業の再生に取り組んでまいります。

最後になりますが、秋本番になり、朝晩肌寒さを感じるようになってまいりました。議員の皆様におかれましても、くれぐれもご健康にご留意いただき、市政の発展のため、今後ともご活躍くださいますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（岩崎隆寿君） 以上で会議を閉じます。

平成28年第6回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時47分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 大 森 幸 平

署 名 議 員 中 川 直 美